

## 令和3年第7回紋別市農業委員会総会（第1日）

- 1 開会日時 令和3年1月26日  
開会 午後1時35分

### 2 議事日程

- 日程第1 会期の決定  
日程第2 仮議長の選任を委任することについて  
日程第3 報告第1号 農用地利用調整申出について  
日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について  
日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第8 議案第5号 農地の賃借料情報の提供について

### 3 出席委員（18名）

議長	千葉好弘君	1番	平野道教君
2番	那須信利君	3番	砂原一夫君
4番	岩田博教君	5番	渡邊修君
6番	武田政一君	7番	植田市子君
8番	壽見義忠君	9番	長谷川保君
12番	木原閱治君	13番	夏野善徳君
14番	柳澤路子君	15番	平石栄司君
16番	竹村勉君	17番	佐藤雅広君
18番	田中賢治君	19番	石田哲夫君

### 4 欠席委員（1名）

職務代理 富永克治君

### 5 事務局出席職員

事務局長	内田誠君	庶務係長	吉野久寿君
農地係長	安部勝喜君	庶務係兼農地係	渡邊崇雅君

○議長（千葉好弘君） それでは、これより第7回紋別市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、18名であります。よって、開議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事録署名委員には、9番長谷川委員、13番夏野委員の両名を指名いたします。

ここで、事務局より諸般の報告を申し上げます。

事務局長。

○事務局長（内田誠君） 本日の欠席委員でございますが、富永代理より届け出がございます。

次に、本日の議事日程ですが、お手元に配付しております議事日程表のとおり日程第1から第8までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第2、仮議長の選任を委任することについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、議案第2号で私が議事参与制限に該当し、かつ本日、富永代理が欠席のため、正副議長が事故ある場合に該当するため、地方自治法第106条第3項で「議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる」と規定されていることから、本日中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本日中における仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

それでは、19番石田委員に仮議長をお願いいたします。

次に日程第3、報告第1号農用地利用調整申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは報告第1号、農用地利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等の調整申出書の提出が8件ありましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細につきましては調整委員より説明がございます。

○議長（千葉好弘君） それでは、調整にあたっている調整委員より説明をお願いいたします。

1番について武田委員お願いいたします。

○6番（武田政一君） ●●●●で調整成立となっております。よろしく申し上げます。

○議長（千葉好弘君） ただいま武田委員より説明がございました。1番について質疑を行います。何かご意

見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に2番について夏野委員お願いします。

○13番(夏野善徳君) 近隣の方々にも話をしたんですけども、使用する人がいませんでしたので今回は不成立となりましたので、よろしくをお願いします。

○議長(千葉好弘君) ただいま夏野委員より説明がございましたが、2番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に3番について那須委員お願いします。

○2番(那須信利君) はい、案件の8番の売買との絡みで、こちらの3番も売買にしたいという意向ですので、そのほか3番だけまだ分筆等やってませんので、今年の雪解けに分筆、売買とで2つ、8番と合わせてということで、今回取下げということでよろしくをお願いします。

○議長(千葉好弘君) ただいま那須委員より説明がございましたが、3番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に4番、5番、6番について平野委員お願いします。

○1番(平野道教君) 4番、5番、6番の賃貸借になりますが、前回も使用されておりました●●●●さんでの賃貸借成立となっております。よろしくをお願いします。

○議長(千葉好弘君) ただいま平野委員より説明がございました。4番、5番、6番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に7番について平野委員お願いします。

○1番(平野道教君) はい、7番の賃貸借になりますが、こちらも前回使用されておりました沼の上、●●●●さんでの賃貸借成立となっております。よろしくをお願いします。

○議長(千葉好弘君) ただいま平野委員より説明がございました。7番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に8番について那須委員お願いいたします。

○2番(那須信利君) 先ほど3番との絡みで取り下げているので、よろしくをお願いします。

○議長(千葉好弘君) ただいま那須委員より説明がございました。8番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。

次に日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) それでは議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書成立状況

の確認について、農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき合意解約通知書の提出が 2 件ありましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。1 番、2 番について何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、1 番について採決いたします。

お諮りいたします。

1 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に 2 番について採決いたします。

お諮りいたします。

2 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第 5、議案第 2 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本案の 2 番、3 番、4 番は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により私が議事参与制限に該当いたします。それでは、1 番、5 番について事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) はい、それでは議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、紋別市より求められた 5 件の農用地利用集積計画について議決を求めらるものでございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

まず初めに、1 番、5 番についてご説明いたします。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。1 番、5 番について何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、1 番について採決いたします。

お諮りいたします。

1 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に5番について採決いたします。

お諮りいたします。

5番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

ここで、仮議長の石田委員と交代いたします。

石田委員、よろしくお願ひいたします。

(「石田委員、仮議長席へ移動」)

○仮議長(石田哲夫君) 仮議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、さっそく議事に入ります。議案の2番、3番、4番について事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) はい、議案第2号の2番、3番、4番についてご説明申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

○仮議長(石田哲夫君) それでは、これより質疑を行います。2番、3番、4番について何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、2番について採決いたします。

お諮りいたします。

2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に3番について採決いたします。

お諮りいたします。

3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に4番について採決いたします。

お諮りいたします。

4番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

以上で、わたくしの役目は終了しましたので、議長を千葉会長と交代いたします。

それでは次に日程第6、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） はい、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定による許可申請が6件提出されましたので、議決を求めるものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお資料は、総会資料の1ページから27ページまでとなっております。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長（千葉好弘君） 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任（渡邊崇雅君） それではご説明いたします。

資料1ページからとなります。こちらの土地はこの一筆だけがちょっと離れたところにあり隣接の●●●●さんが耕作してくれるという事で、売買するものであります。2ページには対象地の地図、3ページには地番図を付けております。次に4ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

続きまして、資料5ページからとなります。こちらは●●●●さんと賃借しておりましたが、●●●●の構成員となったため、そちらと賃借するものであります。6ページには対象地の地図、7ページには地番図を付けております。次に8ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

続きまして、資料9ページからとなります。こちらは息子である●●●●さんに使用賃借しておりましたが、●●●●の構成員となったため、そちらと賃借するものであります。10ページには対象地の地図、11～12ページに地番図を付けております。次に13ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

続きまして、資料14ページからとなります。こちらは●●●●さん名義の土地を、●●●●に対して賃借するものであります。15ページには対象地の地図、16～17ページに地番図を付けております。次に18ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

続きまして、資料19ページからとなります。こちらは●●●●さん名義の土地を、●●●●に対して賃借するものであります。20ページには対象地の地図、21～22ページに地番図を付けております。次に23ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

続きまして、資料24ページからとなります。こちらは●●●●さんの土地を、●●●●に対して賃借するものであります。25ページには対象地の地図、26ページに地番図を付けております。次に27ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは担当委員より説明をお願いいたします。

1 番の売買については富永代理が欠席のため、事務局から説明お願いいたします。

○農地係長（安部勝喜君） 代理からの言づけとかお知らせということで、問題ないということでお伺いしておりますのでご報告いたします。

以上です。

○議長（千葉好弘君） ただいま事務局より説明がございましたが、1 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に2 番、3 番、4 番の賃借権について佐藤委員お願いいたします。

○17 番（佐藤雅広君） 特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま佐藤委員より説明がございましたけれども、2 番、3 番、4 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に5 番、6 番の賃借権について壽見委員お願いいたします。

○8 番（壽見義忠君） 先ほど事務局さんから説明があったとおりでお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま壽見委員より説明がございましたが、5 番、6 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、1 番について採決いたします。

お諮りいたします。

1 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に2 番について採決いたします。

お諮りいたします。

2 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に3 番について採決いたします。

お諮りいたします。

3 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に4 番について採決いたします。

お諮りいたします。

4 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に5番について採決いたします。

お諮りいたします。

5番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に6番について採決いたします。

お諮りいたします。

6番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第7、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) はい、それでは議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定による許可申請が1件提出されましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、北海道農業会議への意見聴取を行い、本委員会及び北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合に限り、会長専決により許可書交付の議決も併せて求めるものでございます。

資料は、総会資料の28ページから36ページとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長(千葉好弘君) 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任(渡邊崇雅君) それではご説明いたします。

それでは資料28ページからとなります。次の29ページをご覧ください。こちらは申請地の市内における位置図です。

続きまして30ページをご覧ください。こちらは申請地の地番図です。

続きまして31ページをご覧ください。こちらは今回の事業で整備する施設の内容と配置について示した図面です。既存の施設に隣接して貯木場を増設する計画となっております。

続きまして32ページをご覧ください。こちらは申請地の農地区分についてです。申請地の現時点における農地区分は、市の農業振興地域整備計画における農用地区域内農地に該当しますが、農用地区域内農地からの除外手続きが並行して進められていることから、除外後にどの農地区分に該当するかについての資料となります。紋別市役所上渚滑支所を中心とした2つの円が描かれていますが、小さい円は半径500メートルであり、この円内にある農地については無条件で第2種農地に該当します。また、この円全体の面積のうち、宅地等の面積の割合が52.8パーセント存在し40パーセントを超えていることから、40パーセントを下回らない長さまで、1キロを上限として半径を延長することとされています。このことに基づき、



半径を 725 メートルまで延長したものが大きい方の円であります。半径をこれよりも更に延長した場合、円内の宅地等の面積の割合が 40 パーセントを下回ってしまいます。そのため、申請地のうち外側の円内にある農地までが第 2 種農地に該当することとなります。申請地のうち円内にはない農地は、概ね 10 ヘクタール以上の一団の農地の区域内にあるため、第 1 種農地に該当します。なお、先程説明した円内の農地もこの要件に該当しますが、第 2 種農地の要件に該当することが優先されます。

続きまして 33 ページをご覧ください。本件につきまして、こちらの審査表に基づき審査したところであり、農地区分等については先程説明しましたので、割愛させていただきます。

続きまして 34 ページをご覧ください。事業実施の確実性などについて項目ごとに審査したところであり、

続きまして 35 ページをご覧ください。こちらは審査にあたり参照した添付資料の一覧となっております。

続きまして 36 ページをご覧ください。4 の例外許可事由の該当状況ですが、事業の総面積に占める第 1 種農地の面積の割合が 3 分の 1 を超えないことから、農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号ニおよび農地法施行規則第 54 条に規定する例外許可事由に該当すると判断しました。

5 の総合判断としては、許可相当であると考えられます。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは、担当されました壽見委員、何かご発言はございませんか。

○8 番（壽見義忠君） 現地を視察したところ、特に問題はないと思います。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「発言する者なし」）

ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第 8、議案第 5 号農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは議案第 5 号、農地の賃借料情報の提供について、農地法第 52 条の規定に基づき、令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までの農地の賃借料情報について、記載のとおり提供してよろしいか議決を求めるものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお資料は、総会資料 37 ページから 40 ページまでとなっております。

農地法第 52 条の規定では、農地法及び農業経営基盤強化促進法の賃借料の実績から集計をし、賃借料の提供を行うこととされてございます。令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までの賃借料につきましては、資料の 38～39 ページのとおり集計し、賃借料情報を算出したところでございます。

また、資料の40ページにつきまして紋別市のホームページにおいて、今年の5月頃を目途に公表を予定してまいります。

以上でございます。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

これで議案の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第7回紋別市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時09分 閉会